
特集：国際機関における年金政策論 趣 旨

本特集では、労働問題や社会保障制度の専門国際機関であるILOとISSA、そして経済活動の分析を主な専門分野とする世界銀行とOECDの各年金政策論を紹介し、特集号全体としてその比較を可能とすることを目的としている。執筆陣には国際機関の長と国際機関職員および元職員が含まれ、各機関の最新の年金政策論を紹介することが可能となった。

社会保障研究には、大きく分けて(1)社会保障を分配の問題と捉え、特に所得の再分配と給付水準を重視する考え方、(2)パイを大きくする、すなわち経済成長を促進し、自然に各人の取り分が大きくなることを基本に社会保障を捉える考え方の二つがある。この両方の考え方方が公的年金政策をめぐって1990年代に激しくぶつかり合ったといえよう。

公的年金制度をめぐる論争の発端は、世銀が1994年の年次報告“*Averting the Old-Age Crisis*”で「賦課方式の公的年金は老後の最低生活保障に限定し、これを上回る年金給付に対しては完全積立方式の私的年金に個人年金を上乗せする形での制度設計が、経済に対して中立、もしくは経済成長に寄与する唯一の年金制度の在り方である」と主張したことにある。この主張の背後には「運営と資金の両面から、引退期における所得水準の維持と政府の所得再分配政策は峻別されるべき」との考えがある。

ILOはこのような主張を、公的年金制度についてその国際的な給付水準や加入範囲を従来策定してきた立場から強く批判した。ILOはその論拠として、財源調達方式が賦課方式か完全積立方式かにかかわらず、マクロ的にみれば実質的な世代間の負担に変わりがないこと、公的年金の給付水準では引退期の所得がある程度予測可能であるが私的年金の確定拠出・事前積立ではこれが不可能であることなどを指摘している。

しばしば、こうした議論は「賦課方式公的年金」対「積立方式私的年金」にまで単純化されることが多かったが、今日ではその議論はより深化していることが本特集では示されている。いまだ、公的年金の在るべき給付水準および現行の公的年金運営母体である政府への信頼性や役割の範囲についての理解に溝があるとはいえ、年金受給者のリスクを減じるという意味では、引退期所得を多様な所得源で構成することに一致をみている。

一方、OECDやISSAは、従来は加盟国や加盟組織の議論の場としての色彩が強かったが、各国の歴史的経緯、現行制度等の違いを認めつつ、リスク分散を図る観点から、賦課方式、積立方式、個人年金の適切な組合せの検討を同様に主張している。そして、両者に共通する特徴はそれだけではなく、退職年齢の見直しに代表される、就労と引退の期間バランスを再調整することの重要性についても強調していることである。

我々はこの国際機関の動向から何を学ぶべきか。一つは安易に経済効率的といわれるようなシステムに飛びつくべきではないことである。効率性は大切であるが、各国制度の発展過程が公的年金を含めた所得保障・医療保障に代表される社会保障制度全体に微妙なバランスを既にもたらしている。下手な接ぎ木は木全体を枯らす可能性がある。もう一つは議論の重要性である。1994年以降に国際機関間で展開された議論は、理論および統計に基づいた、開かれたものであり、人々の引退期の所得に対する総合的な理解をもたらすことに役立ったといえ、このことが制度の発展に必ずや寄与するということである。

(山本克也・山田篤裕 国立社会保障・人口問題研究所)